

仕 様 書

1 件名

駐車場スロープ等床タイル補修

2 履行場所

元京都市健康増進センター（京都市南区西九条南田町1－2）

3 業務目的

駐車場地下スロープ及び地上駐車スペースにおいて床タイルの剥離及び欠損が発生しているため、安全確保及び施設保全を目的として補修を行うもの。

4 補修箇所

別添「補修箇所図」に示す①～④の箇所。

なお、施工に当たっては周辺部の浮き及び劣化状況を確認し、必要な範囲まで補修を行うこと。

5 業務内容

受注者は次の業務を実施すること。

（1）事前調査

ア 施工箇所及び周辺のタイルの浮き、剥離及び劣化状況を確認すること。

イ 打診等により補修範囲を確認すること。

（2）既設タイル撤去

ア 剥離、欠損又は浮きが認められるタイルを撤去すること。

イ 既設下地を傷めないよう注意して作業を行うこと。

ウ 発生材は関係法令に基づき適正に処分すること。

（3）下地補修

ア モルタル下地の欠損部分を補修すること。

イ 施工後に段差や不陸が生じないように調整すること。

（4）タイル張替え

ア 既設と同等品又は同等以上の性能を有する屋外床用タイルを使用すること。

イ 車両通行及び雨水に耐え得る接着材料又は張付材料を使用すること。

ウ タイル張替え後、目地補修を行うこと。

エ 補修箇所①については、大型車両が停車することを考慮して補修を行うこと。

(5) 仕上げ

ア 施工箇所周辺の清掃を行うこと。

イ 補修箇所について歩行及び車両走行に支障がないことを確認すること。

6 見積条件

見積金額には次の費用を含むこと。

- 現地調査費
- 材料費
- 撤去費
- 廃材処分費
- 運搬費
- 養生費
- 交通誘導その他安全対策費
- 写真撮影費
- 完了報告書作成費
- その他本業務履行に必要な一切の費用

7 安全対策

施工時は施設利用者及び車両の安全を確保するため、コーンバー、立入禁止表示等を設置すること。

必要に応じて施工範囲を区画し、事故防止措置を講じること。

8 提出書類

業務完了後、次の書類を提出すること。

1. 完了届
2. 着手前・施工中・完了後写真

9 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

10 その他留意点

1. 本仕様書及び箇所図に記載のない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
2. 補修箇所については、別添写真の①～④箇所を基本とするが、同一原因により周辺に浮きが確認された部分も契約金額の範囲内で補修対象とする。
3. 施工により既設施設を損傷した場合は、受注者の負担により原状回復すること。
4. 施工日時については発注者と協議のうえ決定すること。
5. 見積りに当たっては、必ず現場確認のうえ提出すること。現場確認に当たっては、事前に 11 の問合せ先まで電話又は E-mail にて連絡すること。
6. 見積書は、令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）までに、FAX 又は E-mail にて提出すること。
7. 見積書の宛先は「京都市長」とすること。
8. 選定結果については契約となった事業者にのみ連絡する。

11 本件に係る問合せ先

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

担 当： 北山・土田

電 話： 075－222－3411

F A X： 075－222－3416

E-mail： kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp